

湘南こども村 やまぶき 虐待防止委員会 運用指針

(委員会の目的)

1. 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

2. 委員は以下のとおりとする。
 - 1) 委員長は、虐待防止責任者とする。
 - 2) その他の委員は、常勤、非常勤を問わず全ての従業者で構成される。
 - 3) 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員、利用者やそのご家族を加えることができる。

(委員会の開催)

3. 委員会の開催を次のとおりとする。
 - 1) 委員会は、虐待防止に関する事業所内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
 - 2) 事業所内で虐待事例が発生したときは必ず開催する。
 - 3) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

4. 委員会は次のとおり実施する。
 - 1) 「虐待の分類」について、従業者に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
 - 2) 「虐待早期チェックリスト」に従い、必要あるごとに実施する。
 - 3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
 - 4) 虐待防止にかかる研修を年1回以上行うこととする。
 - 5) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
 - 6) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

5.

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、従業者の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは従業者に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附則

この指針は、令和3年4月1日より施行する。